令和8年度 佐賀県農福連携技術支援者ステップアップ研修 開催要領

1 目的

佐賀県では、農業分野における働き手の確保を図るとともに福祉分野における障害のある方の就労先の確保を図るため、農福連携の推進に取り組んでいる。

農林水産省や各県主催の「農福連携技術支援者育成研修」の修了者を対象に、中間支援者としての役割・視座及び作業マニュアルの作成、単価設定等、実践的なスキルを習得することで、佐賀県の農福連携をさらに推進するために必要な専門人材の育成を図る。

2 受講対象者及び人数

（受講対象者）

・農福連携技術支援者育成研修を修了済みであること（ただし、研修地は、佐賀県に限らない）。

・佐賀県の農福連携推進等に携わっている、又は今後携わろうとする者（県外在住者も受講可）。

（受講人数）

・10 名程度

※修了試験を含む全ての研修日程を受講できる者とする。

3 主催

佐賀県（農林水産部農業経営課・健康福祉部障害福祉課就労支援室）

4 日程及び内容

日付	研修時間	研修場所	内容
12月10日（木）	9:00～ 17:00	佐賀県庁10階 南西角会議室	・農福連携における中間支援者の役割・視座 ・農業者・福祉事業所双方の不安の理解 ・啓発ロールプレイ（農業者・福祉事業所向け）
12月11日（金）	9:00～ 17:15		・農業者・福祉事業所へのヒアリング技術 ・マッチングにおける単価設定（実地計測を含む）
12月17日（木）	9:00～ 17:15		・農作業マニュアル作成 ・マッチング設計 ・農業者・福祉事業所・中間支援者の三者調整
12月18日（金）	9:00～ 15:30		・トラブル対応 ・中間支援者としての中立性・倫理 ・修了試験

5　費用

・受講料は無料。ただし、研修に係る交通費・昼食費は、受講者の負担とする。

・災害等のやむを得ない事情により、研修を延期又は中止する場合がある。その場合、予約した交通機関や宿泊施設のキャンセル料は、受講者の負担とする。

6　申込及び受講者の決定

（1）申込方法

以下の二次元コードまたは URL より申込

【URL】https://logoform.jp/form/jbBd/1890862

（2）申込締切

令和8年11月30日（月）

（3）受講者決定の連絡

・受講決定の通知は、12月4日（金）を目途にメールで行います。

7　その他

（1）研修は、全日程、屋内で行う。

（2）研修の最終日に修了試験を実施する。修了試験の結果、基準点を満たす者を「ステップアップ研修修了者」として認定する。なお、認定までは概ね 1 か月程度を要し、認定者には、研修修了証を送付する。

（3）研修課程を欠席した場合は、「農福連携技術支援者ステップアップ研修修了者（佐賀県認定）」の認定は受けられない。一部欠席の場合も含む。

以上